退職後の健康保険について

- 国民健康保険
- 任意継続被保険者制度（ルネサス健保）
- 特例退職被保険者制度（ルネサス健保）

１．退職後の医療保険制度

退職後は、下記いずれかの制度に加入することになります。

退職後	医療保険	加入要件等
再就職する	就職先の健康保険組合等	労働条件等により就職先で加入
扶養家族になる	ご家族の加入する健康保険組合等	収入等の認定基準により判断
引き続きルネサス健保に加入する	任意継続被保険者（任継）	当健保に継続して２か月以上の加入資格要 ※資格喪失日以降20日以内に申請要、加入期間は最長で２年間
	特例退職被保険者（特退）	老齢厚生年金を受けている方（報酬比例部分のみでも可）且つ退職前に当健保に２０年以上又は４０歳以降１０年以上の加入資格要 ※加入期間は、最大で75歳に達する日の前日迄
再就職しない （自営業含む）	国民健康保険	―

ご注意いただきたい事項
１．国民健康保険料（税）は、市区町村毎、個人毎に異なります。
　　退職後１～２年経過後は、国民健康保険料（税）の方が安くなることが考えられますので、
　　保険料等を必ず事前に居住地の市区町村にご確認下さい。
２．任継・特退は喪失要件以外の脱退はできませんので、十分ご注意下さい。（次頁以降参照）

© 202

国民健康保険 と 任意継続被保険者制度 と 特例退職被保険者制度

	保険料算定	保険料	加入可能期間
国民健康保険	・前年の所得などに応じて決定されます。 ・国民健康保険の世帯人員数に応じて決定されます。 ・保険料の減免制度があります。 市区町村によって保険料（税）の算定方法が異なりますので、詳しくは お住まいの市区町村の国民健康保険担当窓口にお問い合わせください。	国民健康保険の 保険料・保険税 について	後期高齢者医療制度※ （75歳～）加入まで
任意継続被保険者制度	★次の標準報酬月額のいずれか少ない額に保険料率を乗じた額 ①退職時の標準報酬月額（給与明細に記載あり） ②当健保の全被保険者の標準報酬月額を平均した額（2026年度：410,000円） ※上記②は標準報酬月額の上限でもあり、毎年見直しが入ります。 ★当健保における介護保険料徴収は、以下の被保険者に対して行います。 ①４０歳以上６５歳未満の被保険者 ②４０歳以上６５歳未満の被扶養者がいる、４０歳未満または６５歳 以上の被保険者	保険料一覧表 参考2026年度	退職後～2年
特例退職被保険者制度	当組合の前年9月30日における一般被保険者・任意継続被保険者の同月の 標準報酬月額を平均した額の範囲内において規約で定める額に、保険料率 を乗じた額**【全員一律】** （2026年度適用標準報酬月額：**320,000円**　毎年見直しが入ります。	保険料一覧表 参考2026年度	年金受給開始～後期高齢者 医療制度※ （75歳～）加入まで

※後期高齢者医療制度とは、75歳以上の人と65歳以上74歳以下の人で一定の障がいがあると認められた人を被保険者とする医療制度です。
75歳の誕生日を迎えられた国民は、これまで加入していた国民健康保険や被用者保険（健保）などから「後期高齢者医療制度」に移行することになります。

© 2025 Renesas Health Insurance Society. All rights reserved.

任意継続被保険者制度

加入の条件

①退職日までに継続して2カ月以上の被保険者期間があること
②資格喪失日から**20日以内**に健康保険組合へ加入手続きを済ませること
※健保組合が指定する第1回目の期日までに保険料が納付されない場合は、申し込みがなかったものとなります。

保険料の納付

◇保険料は事業主負担がなくなりますので、全額自己負担となります。
◇保険料納付単位が選択できます。前納（半年払、1年払）には割引があります。

保険料（１か月分）＝退職時の標準報酬月額×保険料率　**※保険料率、標準報酬月額の上限は毎年見直しが入ります。**

2026年度（2026年4月～2027年3月）年間保険料額【※介護保険料、子ども・子育て支援金を含めた額】

例１）標準報酬月額の上限　410,000円が適用の場合

月払	半年払	1年払
43,378円 ×12	257,312円 ×2	509,626円

例２）退職時の標準報酬月額が320,000円の場合

月払	半年払	1年払
33,856円 ×12	200,828円 ×2	397,757円

◇支払方法は振込、口座振替（自動引落）が選べます。
※但し、口座振替を選択された方でも、振替手続き完了まで（加入後2～3カ月間）は、「振込・月払」の納付となります。（前納選択の場合も同様）
◆保険料の前納を選択し、保険料の納付済期間中に退会が決まった場合には、残期間分の保険料は還付されます。

資格喪失の要件

①2年を経過したとき（期間満了）
②保険料を期日までに納付しなかったとき
③他の健康保険組合等の被保険者になったとき（就職先の健康保険に加入したとき）
④死亡したとき
⑤75歳に到達したとき
⑥資格喪失の希望を申し出て健保組合が受理したとき
（例）令和８年10月15日に健保が申出を受理（「資格喪失申出書」が健保に到着）⇒資格喪失日：令和8年11月1日（※加入資格は、令和8年10月31日まで）
※③④及び⑥については手続きが必要ですので、健保にご連絡をお願いいたします。
①及び⑤につきましては時期が近づきましたら健保よりご連絡いたします。

© 2025 Renesas Health Insurance Society. All rights reserved.

任意継続被保険者制度

		◆提出物	帳票
加入の手続 退職後 20日以内	被保険者 （社員）	・任意継続被保険者資格取得申請書（帳票№：T-211） ※ルネサス健保HPー健康マイポータル（要初期登録）からも申請いただけます。 ・自動振替サービス確認書 ⇒保険料納付に口座振替（自動引落）を希望する方のみ。 「自動振替サービス確認書」は、各社健保担当者または当健保にご請求ください。	T-211 T-211記入見本 健康マイポータル
	被扶養者	★退職日の時点で既に当健保の被扶養者となっている場合は、継続して被扶養者として加入できますので、 手続きは不要です。 新規で被扶養者の加入をご希望の場合は、次の書類で申請してください。 ・「被扶養申請書（帳票№：T-011）」 ・「被扶養者申請に伴う状況届（帳票№：T-013）※扶養状況確認書類を添付	T-011 T-011記入見本 T-013 T-013記入見本
		◆提出先	
	ルネサス健康保険組合	〒187-8588 東京都小平市上水本町5-20-1 ※社内便宛先： む／＃Ｈ１Ｓ２／ルネサス健保	

	◆健康保険資格を証明するもの（マイナ保険証、健康保険証、資格確認書のいずれか一つ）がお手元にない期間の対応	帳票
その他	資格取得手続き中のため、健康保険資格を証明するものがお手元にない場合に医療機関を受診する際は、以下要領でお願いします。 ①医療機関窓口では、「資格取得手続き中のため、立替払いでお願いします」と伝えてください。 ②医療費を支払う際は、医療機関に「領収書」、「診療（調剤）報酬明細書※１」の発行をご依頼ください。 ※１　封筒に封印された状態で渡されますので、開封しないでください。類似名称の診療明細書では手続き出来ません。 ご注意願います。 ③療養費請求書（立替払い・治療用装具等）【K-001】※２ ※２　必要事項を記入し、上記２つの書類（領収書、診療(調剤)報酬明細書）の原本を添え、申請書下段に記載の送付先へ ご提出ください。	K-001 K-001　記入見本

© 2025 Renesas Health Insurance Society. All rights reserved.

特例退職被保険者制度

<table>
<tr><td>加入の条件</td><td>
①老齢厚生年金（報酬比例部分のみ可）の受給を開始している方　※裁定（受給）手続き中の方でも可
②退職前に当健保の被保険者期間が20年以上又は40歳以降10年以上ある方 ※任意継続被保険者期間は除く。
（日立製作所・三菱電機・日本電気健康保険組合の被保険者期間も通算されます。）
③後期高齢者医療制度の適用を受けていない方
④日本に住民票を有する方
★①～④の要件を全て満たしている旨をご確認の上、老齢厚生年金の年金証書が到着した日から３ヶ月以内にご申請ください。
［既に年金証書を所持している方は当社退職後３ヶ月以内］
但し、当社退職後に他社勤務をされ、その会社の健康保険に加入（任意継続含む）している場合には、資格喪失後３ヶ月以内にご申請ください。
※老齢厚生年金受給権が発生後、国民健康保険や家族の被扶養者となることを選択した場合は、本制度に加入することはできません。(P10参照)
</td></tr>
<tr><td>保険料の納付</td><td>
◇保険料は事業主負担がなくなりますので、全額自己負担となります。
◇保険料納付単位により割引があります。※半年払、１年払は、前納制度活用による割引適用額となります。
参考：2026年度（2026年4月～2027年3月）
<table>
<tr><th>月払</th><th>半年払</th><th>1年払</th></tr>
<tr><td>33,856円
×12</td><td>200,828円
×2</td><td>397,757円</td></tr>
</table>
※保険料は毎年見直しが入ります。
◇支払（納付）方法は口座振替（自動引落）のみです。
※振替手続き完了まで（加入後2～3カ月間）は、「振込・月払」の納付となります。（前納選択の場合も同様）
◆保険料の前納を選択し、保険料の納付済期間中に退会が決まった場合には、残期間分の保険料は還付されます。
</td></tr>
<tr><td>資格喪失の要件</td><td>
①後期高齢者医療制度の対象となったとき（７５歳）
②保険料を納付期限（毎月１０日）までに納めなかったとき
③他の健康保険組合等の被保険者になったとき（就職先の健康保険に加入したとき）
④ご家族の加入する健康保険組合の被扶養者になったとき
⑤海外で生活することになったとき
⑥生活保護法の適用を受けたとき
⑦本人が亡くなったとき
⑧６５歳以上７４歳以下の方で、一定の障害認定を受け、後期高齢者医療制度へ加入したとき
⑨資格喪失の希望を申し出て健保組合が受理したとき
（例）令和８年10月15日に健保が申出を受理（「資格喪失申出書」が健保に到着）⇒資格喪失日：令和8年11月1日（※加入資格は、令和８年10月31日まで）
※上記③～⑨の場合は、手続きが必要になりますので、当健保へご連絡ください。［①及び②は連絡不要］
※②、④、⑨の事由で脱退の場合は、再加入できません。
</td></tr>
</table>

© 2025 Renesas Health Insurance Society. All rights reserved.

特例退職被保険者制度

加入の手続	**◆提出物**		**帳票**
	被保険者 （社員）	①特例退職被保険者資格取得申請書（帳票№.：T-221） ②住民票（世帯全員の記載があるもの） ③自動振替サービス確認書　※保険料は口座振替（自動引落）で納付いただきます。 ④「国民年金・厚生年金保険年金証書」の写し ⑤資格喪失証明書（※退職後、他社健保加入後に加入の場合）	T-221 T-221記入見本
	被扶養者	★当健保の一般被保険者または任意継続被保険者から継続加入される被扶養者の場合は、 継続して被扶養者として加入できますので、手続きは不要です。 新規で被扶養者の加入をご希望の場合は、次の書類で申請してください。 ・「被扶養申請書（帳票№.：T-011）」 ・「被扶養者申請に伴う状況届（帳票№.：T-013）※扶養状況確認書類を添付」	T-011 T-011記入見本 T-013 T-013記入見本
	◆提出先		
	ルネサス健康保険組合	〒187-8588 東京都小平市上水本町5-20-1 ※社内便宛先： む／＃Ｈ１Ｓ２／ルネサス健保	
その他	**◆健康保険資格を証明するもの（マイナ保険証、健康保険証、資格確認書のいずれか一つ）がお手元にない期間の対応**		**帳票**
	資格取得手続き中のため、健康保険資格を証明するものがお手元にない場合に医療機関を受診する際は、以下要領でお願いします。 ①医療機関窓口では、「資格取得手続き中のため、立替払いでお願いします」と伝えてください。 ②医療費を支払う際は、医療機関に「領収書」、「診療（調剤）報酬明細書※１」の発行をご依頼ください。 ※１　封筒に封印された状態で渡されますので、開封しないでください。類似名称の診療明細書では手続き出来ませんので、ご注意願います。 ③療養費請求書（立替払い・治療用装具等）【K-001】※２ ※２　必要事項を記入し、上記２つの書類（領収書、診療(調剤)報酬明細書）の原本を添え、申請書下段に記載の送付先へご提出ください。		K-001 K-001　記入見本

© 2025 Renesas Health Insurance Society. All rights reserved.

APPENDIX

© 2025 Renesas Health Insurance Society. All rights reserved.

項目	特例退職被保険者
＜参考資料＞ 加入資格要件の取扱い	・老齢厚生年金の受給開始年齢

生年月日	受給開始年齢	
	男性	女性
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	62歳	60歳
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	63歳	60歳
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	63歳	61歳
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	64歳	61歳
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	64歳	62歳
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	65歳	62歳
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	65歳	63歳
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	65歳	63歳
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	65歳	64歳
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日	65歳	64歳
昭和41年4月2日～	65歳	65歳

※老齢厚生年金の受給開始年齢を６０歳に繰上げされた場合、６０歳からでも特退制度に加入することができますが、年金受給額が減額され、障害年金の受給資格が消滅します。
※老齢厚生年金の受給権が発生後、国民健康保険や家族の被扶養者になることを選択した場合は加入できません。

© 2025 Renesas Health Insurance Society. All rights reserved.

項目	特例退職被保険者
<参考資料> 加入資格要件の取扱い	特例退職被保険者(特退)として、ルネサス健保に加入する場合

※加入要件を満たしたときから、３か月を過ぎて申請いただいた場合には、加入できません。

老齢厚生年金の受給開始年齢

①	RELグループ従業員（当健保20年加入等）	再就職（他健保[任継含む]）			特退 ○	
②	RELグループ従業員（当健保20年加入等）	任継	国保等	特退	再就職（他健保）または海外転出	特退 ○
③	RELグループ従業員（当健保20年加入等）	再就職（他健保[任継含む]）	国保等	特退	再就職（他健保）または海外転出	特退 ○
④	RELグループ従業員（当健保20年加入等）		国保等		特退 ×	
⑤	RELグループ従業員（当健保20年加入等）			特退	国保等	特退 ×

※老齢厚生年金受給権発生から３か月を超えた場合

※再加入できません

・「RELグループ従業員(当健保20年加入等)」
→当健保［※］に20年以上（または40歳以降10年)被保険者期間がある方
［※］日立健保･三菱電機健保･日本電気健保の被保険者期間も通算されます。

・「国保等」→国民健康保険の被保険者又はご家族の被扶養者になること

・「再就職」→再就職先の健保への加入又は再就職先の任意継続被保険者加入等

※老齢厚生年金受給権が発生後、国民健康保険や家族の被扶養者になることを選択した場合は、特例退職被保険者制度には加入できません。

© 2025 Renesas Health Insurance Society. All rights reserved.

2026年度保険料月額表（参考掲載）
保険料は毎年度見直しあり

※以下の被保険者は「介護保険料」を納付いただきます。
①４０歳以上６５歳未満の被保険者
②４０歳以上６５歳未満の被扶養者がいる、４０歳未満または６５歳以上の被保険者

＊子ども･子育て支援金･･･国が掲げる少子化対策において、健康保険や介護保険料に加え、令和8年4月1日より全被保険者からの支援金徴収が義務づけられました。（健保は国の代行として徴収）

標準報酬		報酬月額	健康保険料	介護保険料	子ども･子育て支援金
等級	月額				
	円	円以上～円未満	円	円	円
1	58,000	63,000	4,930	1,073	133
2	68,000	63,000～73,000	5,780	1,258	156
3	78,000	73,000～83,000	6,630	1,443	179
4	88,000	83,000～93,000	7,480	1,628	202
5	98,000	93,000～101,000	8,330	1,813	225
6	104,000	101,000～107,000	8,840	1,924	239
7	110,000	107,000～114,000	9,350	2,035	253
8	118,000	114,000～122,000	10,030	2,183	271
9	126,000	122,000～130,000	10,710	2,331	290
10	134,000	130,000～138,000	11,390	2,479	308
11	142,000	138,000～146,000	12,070	2,627	327
12	150,000	146,000～155,000	12,750	2,775	345
13	160,000	155,000～165,000	13,600	2,960	368
14	170,000	165,000～175,000	14,450	3,145	391

標準報酬		報酬月額	健康保険料	介護保険料	子ども･子育て支援金
等級	月額				
	円	円以上～円未満	円	円	円
15	180,000	175,000～185,000	15,300	3,330	414
16	190,000	185,000～195,000	16,150	3,515	437
17	200,000	195,000～210,000	17,000	3,700	460
18	220,000	210,000～230,000	18,700	4,070	506
19	240,000	230,000～250,000	20,400	4,440	552
20	260,000	250,000～270,000	22,100	4,810	598
21	280,000	270,000～290,000	23,800	5,180	644
22	300,000	290,000～310,000	25,500	5,550	690
23	320,000	310,000～330,000	27,200	5,920	736
24	340,000	330,000～350,000	28,900	6,290	782
25	360,000	350,000～370,000	30,600	6,660	828
26	380,000	370,000～395,000	32,300	7,030	874
27	410,000	395,000～425,000	34,850	7,585	943

↑標準報酬月額が410,000円以上の場合でも保険料は↑34,850+7,585＋943　がMAX

© 2025 Renesas Health Insurance Society. All rights reserved.